

平成 17 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社イーエムシステムズ
代 表 者 名 代表取締役社長 國光 浩三
(コード番号 4820 東証 第二部)
問 合 せ 先 執行役員管理部長 宮城 孝誓
(T E L 06 - 6397 - 1888)

ストックオプション（新株予約権）発行に関するお知らせ

平成 17 年 4 月 14 日開催の当社取締役会において、当社第 21 期定時株主総会で承認されました商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づきストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株予約権の発行日
平成 17 年 4 月 14 日
2. 新株予約権の発行数
1,497 個（新株予約権 1 個につき当社普通株式 100 株。）
3. 新株予約権の発行価額
無償とする。
4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
当社普通株式 149,700 株
5. 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額
1 株につき 730 円
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額
109,281,000 円
7. 新株予約権を行使することができる期間
平成 18 年 7 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日まで
8. 新株予約権の行使の条件
新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」とする。）は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員であることを要する。ただし、任期満了、定年による退職者および当社取締役会の承認を得た者は、引き続き新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
その他の権利行使の条件は、平成 16 年 6 月 29 日（火）開催の当社第 21 期定時株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところとする。
9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価額中資本組入額
1 株につき 365 円
10. 新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
11. 新株予約権証券の発行
新株予約権証券は、新株予約権者の請求があった場合に限り、これを発行すべきものとする。
12. 新株予約権の割当を受ける者、その者に対して割当る新株予約権の数
対象者は当社ならびに当社子会社の従業員 87 名であり、その内訳は下記のとおりとする。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社従業員	70 名	1,312 個
当社子会社従業員	17 名	185 個

【ご参考】

- (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成 16 年 5 月 18 日
- (2) 定時株主総会の決議日 平成 16 年 6 月 29 日

以 上